

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

またまた年金特別便

以前にもお話しました「年金特別便」についてです。

今まで受給者（年金をもらっている人）に送っていた年金特別便が、今月からは受給していない人（60歳前の人ですね）にも郵送されはじめました。社会保険事務所は以前にも増して大騒ぎです。年金相談の窓口を増やしたり、社会保険労務士を相談員として配したりしていますが、混雑を解決できていません。

大阪などの都市で住民が多いところなど事務所の入り口に「1時間30分待ちです」の看板がでているということです。

しかし一方オフィス街を管轄している社会保険事務所では、それほど込んでいないとのこと。とりあえず、「年金特別便が届いた！！話を聞きたい！」ということであれば、どこの事務所でも相談にのってくれます。忙しい方は会社の近くの社会保険事務所に行ってみることも方法だとも思います。持ち物としては・年金手帳・はんこ・届いた「年金特別便」です。

特に20歳前に就職されて厚生年金に加入されていた方、子供のころ遺族年金を受けていた方は宙に浮いた5千万件の記録の持ち主である可能性が高いです。なぜなら、年金記録は基礎年金番号で管理されていて、通常は20歳のときに住民票のある地域を管轄している事務所で付番されます。しかし、20歳前に就職や遺族年金受給などの理由で付番されることもあるのです。一度20歳前に「年金番号照会票」が送付され「年金番号もっていませんか？」と問い合わせがあるのですが、よくわからないまま返送されないことが多いようです。そして2重付番になってしまうのです。

なぜだか「年金手帳が2冊ある。」「高校を卒業して就職したけれど、短期間で退職しました。」等々、疑問がある方は、一度社会保険事務所又は社会保険労務士に相談に行ってくださいね。